



熊本県公報

第12994号
令和3年(2021年)
1月22日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法に係る施術機関の休止届…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法に係る施術機関の指定届…………… (//) 2
- 生活保護法に係る施術機関の変更届…………… (//) 2
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 地方卸売市場の認定…………… (流通アグリビジネス課) 4
- 令和3年度(2021年度)熊本県総合行政ネットワーク県
庁NOC監視運営保守業務委託に係る一般競争入札の参加資
格等…………… (情報政策課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 百貫港港湾施設の概要…………… (港湾課) 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 造成宅地防災区域の指定解除…………… (建築課) 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 6

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 7
- 建設業法第29条第1項に基づく監督処分…………… (監理課) 8
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 8
- 令和2年度(2020年度)農業農村整備事業関係機器一式
の借入れに係る落札者決定…………… (技術管理課) 8
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 9
- 令和3年度(2021年度)熊本県総合行政ネットワーク県
庁NOC監視運営保守業務委託に係る一般競争入札の実施…………… (情報政策課) 9
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 13
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 14

登 載 依 頼

- スポーツ推進審議会の開催方法の変更…………… (体育保健課) 14
- 令和3年度(2021年度)・4年度(2022年度)・5
年度(2023年度)熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係
る一般競争入札の参加資格等…………… (警察本部会計課) 15
- 令和3年度(2021年度)・4年度(2022年度)・5
年度(2023年度)熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係
る一般競争入札の実施…………… (//) 15
- 火薬類取締法令施行規程等の一部を改正する規則…………… (警察本部警務課) 19

告 示

熊本県告示第60号

生活保護法(昭25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	休止年月日
--------	--------	---------	-------

西 聖未	いずみだ整骨院	人吉市南泉田町18 -1いずみだ23ビル102	令和2年(2020年)7月14日
------	---------	----------------------------	------------------

熊本県告示第61号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
大柿 なおみ	なおみ整骨院	人吉市下原田町荒毛 1488-1	令和2年(2020年)8月29日
関 郁弥	堺整骨院荒尾院	荒尾市原田町字八反 田630-1	令和2年(2020年)9月1日

(はり・きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
大柿 なおみ	なおみ整骨院	人吉市下原田町荒毛 1488-1	令和2年(2020年)8月29日
上野 円佳	マスト整骨院・鍼灸院	玉名市岱明町西照寺 940-1	令和2年(2020年)11月9日
西尾 清太郎	マスト整骨院・鍼灸院	玉名市岱明町西照寺 940-1	令和2年(2020年)11月9日

熊本県告示第62号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	変更事項(名称・所在地)		変更年月日
	旧	新	
氏家 崇博	体心整骨院 八代市田中町4 91-1	体心整骨院・鍼灸院 八代市横手新町27 号2番2	令和2年(2020年)11月1日

熊本県告示第63号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)3月30日熊本県告示第280号(造成宅地防災区域の指定)、令和元年(2019年)7月19日熊本県告示第182号(造成宅地防災区域の指定)、令和元年(2019年)12月6日熊本県告示第538号(造成宅地防災区域の指定)、平成31年(2019年)2月5日熊本県告示第72号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 畑鶴地区

阿蘇郡西原村大字小森字畑鶴2711番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、2716番4、2717番1、2717番2

- 2 上玉田地区（その2）
阿蘇郡西原村大字布田字上玉田1982番5、1981番、1982番1の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 3 鬼山地区
阿蘇郡西原村大字宮山字鬼山287番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、287番2
- 4 平地区（その2）
阿蘇郡西原村大字河原字平2480番2
- 5 灰床地区
阿蘇郡西原村大字河原字灰床4126番1、4126番2
- 6 小森グリーン西原地区
阿蘇郡西原村大字小森字塩井社1801番25、1801番26、1801番27、1801番28、1801番29、1801番30、1801番31、1801番32、1801番33、1801番34、1801番35、1801番36、1801番37、1801番38、1801番39、1801番42、1801番43、1801番44、1801番45、1801番46、1801番47、1801番10、1817番1、1817番2、1817番3、1817番4、1801番7の一部（次の図に示す部分に限る。）、1813番の一部（次の図に示す部分に限る。）、1816番の一部（次の図に示す部分に限る。）、1820番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、2060番3の一部（次の図に示す部分に限る。）、1820番2地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）1月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	下郷北新田線	宇城市小川町中小野字尾崎 無番地先から	前	4.0 ～ 12.5	482.0	防安交 (改築)
			後	4.0 ～ 12.5	482.0	
		宇城市小川町中小野字前田 721番1地先まで		11.2 ～ 30.4	374.0	

2 区域を変更する期日 令和3年（2021年）1月22日

熊本県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）1月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	----	--------------	--------------	----

主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字荒崎	前	20.8 ～ 24.2	18.2	災害復旧工事
		3171番1地先から同所	後	22.0 ～ 24.2		
		3171番1地先まで				

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)1月22日

熊本県告示第66号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定により地方卸売市場を認定したので、同条第6項の規定により公示する。

令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

開設者の名称 株式会社みなまた青果卸売市場
 開設者の住所 熊本県水俣市塩浜町8番15号
 市場の名称 株式会社みなまた青果卸売市場
 市場の位置 熊本県水俣市塩浜町8番15号
 取扱品目 野菜、果物、花き

熊本県告示第67号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

令和3年度(2021年度)熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務(情報システム全般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和3年(2021年)2月4日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年(2023年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年(2022年)10月1日から令和4年(2022年)11月30日(熊本県の休日)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第68号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿央町合里字浦田3566番1、3569番から3572番まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字浦田3566番1・3569番・3570番・3572番(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、3571番

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第69号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、令和3年(2021年)1月22日から当該港湾施設の供用を開始する。

令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

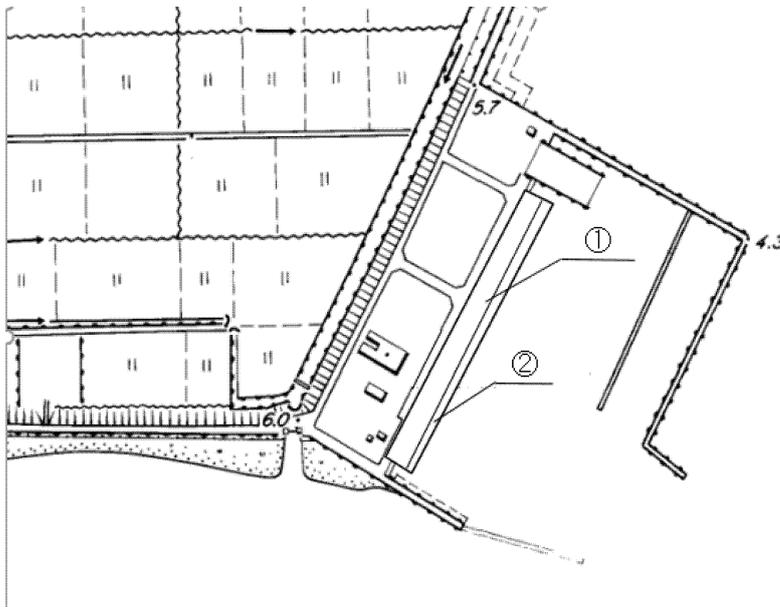
1 港湾名 百貫港

2 所在 熊本市西区小島下町地内

3 概要

番号	種類	数量	能力
1	物揚場	延長150.00メートル (取付部を除く)	水深-1.5m
2	浮さん橋	延長149.78メートル (取付部を除く)	水深-1.5m

4 位置図



熊本県告示第70号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)1月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	松島馬場線	上天草市松島町教良木字持田 5 1 0 1 番 3 地先から 同所 5 1 0 8 番 2 地先まで	101.0	活力創出 基盤交付 金
		上天草市松島町教良木字トトロ 5 1 4 3 番地先から 同所 5 1 4 3 番地先まで	50.0	

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)1月27日

熊本県告示第71号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)8月28日熊本県告示第683号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)10月5日熊本県告示第774号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)11月26日熊本県告示第989号(造成宅地防災区域の指定)、平成31年(2019年)1月15日熊本県告示第28号(造成宅地防災区域の指定)、平成31年(2019年)2月8日熊本県告示第88号(造成宅地防災区域の指定)、令和元年(2019年)7月19日熊本県告示第183号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 西鶴地区⑥
菊池郡大津町大字岩坂字西鶴622番1、622番2、622番3、622番4
- 2 屋敷地区③
菊池郡大津町大字矢護川字屋敷1356番、1355番
- 3 居屋敷地区①
菊池郡大津町大字大林字居屋敷479番
- 4 八反畑地区⑧
菊池郡大津町大字大林字八反畑797番2
- 5 西鶴地区④
菊池郡大津町大字岩坂字西鶴547番
- 6 後迫地区④
菊池郡大津町大字大津字後迫2104番1
- 7 上ノ平地区①
菊池郡大津町大字錦野字上ノ平981番1、992番2
- 8 西道免地区①
菊池郡大津町大字室字西道免1998番1
- 9 居屋敷地区⑤
菊池郡大津町大字大林字居屋敷489番、490番
- 10 居島地区①
菊池郡大津町大字森字居島751番9、751番8、751番7、751番6

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び大津町役場に備えて縦覧に供する。)

熊本県告示第72号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定によ

り公示する。
令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
発達支援サポート Jump 宇城市小川町南小野66	合同会社 Jump 宇城市小川町南小野66 宮田 詠士朗	令和3年(2021年)1月15日	435270 0191	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

公 告

熊本県公告第38号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字下原851番1、同字下前原831番8及び里道の一部
1,143.27平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
山鹿市鍋田178番地1
株式会社 Lib Work

熊本県公告第39号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字辻原3948番1、同3948番4、同3951番10及び同3952番1
4,114.08平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区下江津五丁目13番12号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第40号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグストアモリ八代松江店
八代市松江町520番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年(2021年)9月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 1, 391平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 42台
建物敷地西側 8台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 8台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 33平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物東側 6.96立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地西側 1箇所
建物敷地西側駐車場西側 1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
令和3年(2021年)1月8日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部振興課
令和3年(2021年)1月22日から令和3年(2021年)5月24日まで

熊本県公告第41号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分を行ったので同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。
令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 処分をした年月日
令和3年(2021年)1月13日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号
ニシダ建装株式会社
熊本市南区御幸西三丁目1番1号
代表取締役 西田 光宏
熊本県知事許可(般-29)第18261号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
ニシダ建装株式会社の代表者が、貸金業法違反により令和2年(2020年)7月2日に逮捕され、同年11月13日に懲役1年、執行猶予3年、罰金30万円の判決を言い渡され、同年11月28日、その刑が確定した。
このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

熊本県公告第42号

熊本市に事務所を置く画図土地改良区理事長宮崎豊生から令和2年(2020年)4月3日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年(2021年)1月7日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。
令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県公告第43号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- 2 令和2年度(2020年度)農業農村整備事業関係機器一式の借入れ
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課農村情報企画班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年(2020年)12月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社九州法人支店
福岡県福岡市博多区店屋町1番35号 博多三井ビルディング2号館10階
- 5 落札金額
月額673,750円(うち消費税及び地方消費税額61,250円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和2年(2020年)10月30日

熊本県公告第44号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1463号	肉骨粉	ミートボーンU	窒素全量：7.0 りん酸全量：10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	西日本殖産有限会社 熊本県八代市松崎町159番地1	令和9年(2027年)1月7日

熊本県公告第45号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和3年度(2021年度)熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課情報基盤・セキュリティ班(熊本県庁行政棟新館9階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
令和3年度(2021年度)熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (5) 委託期間
令和3年(2021年)4月1日(木)から令和4年(2022年)3月31日(木)まで
- (6) 履行場所
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課
- (7) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉

- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)2月18日(木)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)3月4日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)3月3日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和3年(2021年)3月4日(木)午前10時
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)3月3日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)の電子入札システムによる入札期間内とする。
1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(2) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課情報基盤・セキュリティ班

電話番号 096-333-2143

ファックス番号 096-381-8211

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Kumamoto Wide Area Network operation and management service

(2) Date and Place for tender

Date: March 4th 2021 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Information Policy Division, Transportation Policy and Information

Bureau, Department of Planning and Development

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

(9th floor of Prefectural Government New Building)

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第46号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）1月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アドバンス	菊池市旭志尾足	菊池市旭志川辺字下鍛冶屋544番1ほか13筆
中村 敏明	菊池市旭志麓	菊池市旭志麓字南請1748番ほか1筆
池田 義治	菊池市下河原	菊池市下河原字上青井原1740番ほか1筆
田代 晃輔	菊池市七城町高島	菊池市七城町亀尾字下鶴頭776番1ほか1筆
吉田 裕一	水俣市越小場	水俣市越小場字笠石1291番ほか7筆
吉田 裕一	水俣市越小場	水俣市越小場字無田1508番1ほか1筆
釜 博信	葦北郡芦北町女島	葦北郡芦北町大字女島字赤石1722番90ほか2筆
農事組合法人天草営農組合	天草市下浦町	天草市下浦町字下小手5634番2ほか25筆
農事組合法人楠浦営農組合	天草市楠浦町	天草市楠浦町字後新田9260番6ほか1筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字樋ノ口4735番5
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字上釜4717番1ほか1筆
大新牧場森岡畜産合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字上釜4727番
竹元 久	天草市新和町小宮地	天草市新和町中田字村1565番ほか1筆
農事組合法人美農里かわうら	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字長深857番1ほか5筆
農事組合法人一町田下	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字浦ヶ崎4103番

2 認可年月日

令和3年（2021年）1月15日

熊本県公告第47号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）1月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松本 和彦	宇土市野鶴町	宇土市椿原町字水落37番ほか2筆
富田 雄大	宇土市走瀉町	宇土市走瀉町字走瀉39番1ほか3筆
森 茂徳	宇土市上網田町	宇土市下網田町字亀崎4039番1ほか2筆
森 茂徳	宇土市上網田町	宇土市下網田町字亀崎4040番ほか1筆

株式会社宮本農場	上益城郡御船町高木	上益城郡御船町大字高木字深町1311番ほか4筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字井寺字高畑2466番
松永 雄治	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字堀口1910番
高橋 伸也	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字船畑2277番ほか1筆
山下 九州男	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字下後迫3283番ほか4筆
原田 一道	上益城郡山都町猿渡	上益城郡山都町郷野原字上尾次683番1
田上 幸一	上益城郡山都町原	上益城郡山都町井無田字谷頭651番1ほか2筆
株式会社 S t r a i g h t	菊池市村田	菊池市出田字小柳184番ほか3筆
株式会社 S t r a i g h t	菊池市村田	菊池市出田字天祇343番2
農事組合法人奥阿蘇くさかべ	阿蘇郡高森町草部	阿蘇郡高森町大字草部字下桑迫1943番1
農事組合法人矢村の杜	阿蘇郡高森町高森	阿蘇郡高森町大字高森字町下974番1
農事組合法人矢村の杜	阿蘇郡高森町高森	阿蘇郡高森町大字高森字中原1519番1ほか6筆
有限会社大阿蘇造園	阿蘇郡高森町上色見	阿蘇郡高森町大字高森字境ノ谷3195番1ほか1筆
本田 生一	阿蘇郡高森町上色見	阿蘇郡高森町大字上色見字小西原2909番
安片 英人	阿蘇郡高森町色見	阿蘇郡高森町大字色見字小倉原196番ほか5筆

2 認可年月日
令和3年(2021年)1月15日

熊本県公告第48号

宇城市三角町に事務所を置く三角町土地改良区理事長新野真司から令和2年(2020年)4月10日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年(2021年)1月14日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)1月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県スポーツ推進審議会公告第2号

令和2年度(2020年度)熊本県スポーツ推進審議会の会議を次のとおり変更する。

令和3年(2021年)1月22日

熊本県スポーツ推進審議会会長

- 1 開催方法
書面による意見聴取
- 2 理由
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため
- 3 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県スポーツ推進審議会事務局
(熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課スポーツ振興班)
(電話096-333-2710)

熊本県警察本部告示第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和3年（2021年）1月22日

熊本県警察本部長 岸 田 憲 夫

1 競争入札に付する事項

令和3年度（2021年度）・4年度（2022年度）・5年度（2023年度）熊本県警察本部庁舎清掃業務委託

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目「庁舎清掃」に登録されているものであること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等**(1) 申請の方法**

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和3年（2021年）2月2日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年（2023年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年（2022年）10月1日から令和4年（2022年）11月30日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第5号

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）1月22日

熊本県警察本部長 岸 田 憲 夫

1 競争入札に付する事項**(1) 業務の名称**

令和3年度（2021年度）・4年度（2022年度）・5年度（2023年度）熊本県警察本部庁舎清掃業務委託

(2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係（熊本県庁警察棟2階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 業務委託の内容

「熊本県警察本部庁舎清掃業務委託仕様書」及び「特記仕様書」（以下「仕様書等」という。）による。

(4) 委託期間

令和3年（2021年）4月1日（木）から令和6年（2024年）3月31日（日）まで

(5) 履行場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部庁舎

(6) 入札方式

この入札は紙入札案件である。

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(5)に係る履行証明書及び契約書の写し等
- ウ 2(6)に係る役員等一覧

(2) 提出方法

(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和3年(2021年)2月9日(火)午後5時まで(持参の場合は熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く午前8時30分から午後5時までとする。)

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 契約実績届等の提出

(1) 提出書類

この競争入札に参加を希望する者は、取得する入札説明書別添資料2の「熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要領」別添2の「熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係る提出書類」(以下「提出書類一覧」という。)の「発注元評価」項目に掲げる提出書類を次の期日までに提出すること。

(2) 提出方法及び提出先

(1)に掲げる提出書類を書面で1(2)の入札・契約担当部局に(3)の提出期限まで(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期限

令和3年(2021年)2月16日(火)午後5時まで(持参の場合は熊本県の休日定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く午前8時30分から午後5時までとする。)

5 入札手続等

(1) 入札説明書等に対する質問書の受付等

ア 受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)2月9日(火)午後5時まで受け付ける。

なお、受付期間以外の質問及び指定された提出方法によらない質問は一切受け付けない。

イ 提出方法

入札説明書の別紙「質問書」により持参、郵送(書留郵便に限る。)又はファックスすること。

なお、表題は「熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に対する質問」とする。

ウ 質問に対する回答時期及び期限

質問の都度、回答する。

また、質問の最終回答については、令和3年(2021年)2月16日(火)午後5時までとする(回答は、全入札参加資格確認申請書に通知する。)

(2) 入札説明書等の交付及び閲覧に関する事項

ア 交付及び閲覧場所

1(2)の入札・契約担当部局で交付又は入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報に掲載する。

イ 交付及び閲覧期間

公告の日から令和3年(2021年)3月10日(水)まで行う(交付は熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く午前8時30分から午後5時までとする。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年(2021年)3月10日(水)午前9時30分

イ 場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部(熊本県庁警察棟2階201会議室)

(4) 入札書の提出方法

入札書を(3)アの日時に(3)イの場所へ持参し、提出すること。ただし、代理人が入札するときは、入札書及び委任状を(3)アの日時に(3)イの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送を行うときは、令和3年(2021年)3月9日(火)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

- (5) 開札の方法及び日時等
 開札は(3)アの日時に当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イの場所で開札を行うものとする。
- (6) 入札の回数及び再入札
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者(以下「落札候補者」という。)がない場合は再入札を行う。
 なお、書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (7) 入札の無効
 次のア又はイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
 イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (8) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は5(3)の入札期間内とする。
 1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額の単位の誤り
- (9) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (10) 落札候補者の決定
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (11) 提出書類一覧に掲げる提出書類(4の提出書類を除く。)の提出方法
 落札候補者は、提出書類を次の期日までに提出すること。
 ア 提出期限
 令和3年(2021年)3月10日(水)午後5時まで
 イ 提出方法及び提出場所
 提出書類を1(2)の入札・契約担当部局に持参すること。ただし、持参できないときは、令和3年(2021年)3月9日(火)午後5時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- (12) 落札者の決定方法
 落札候補者を次の方法により総合評価し、落札者を決定する。
 ア 提出書類一覧に掲げる提出書類の内容を審査し、落札者決定基準及び評価基準(入札説明書別添資料2の別添1)の履行体制及び契約実績の項目について、評価に応じ50点の範囲内で評価点(以下「品質評価点」という。)を与える。
 イ 入札価格に係る評価点(以下「価格点」という。)として、入札価格が低入札価格調査基準価格を超える場合は、低入札価格調査基準価格を当該入札価格で除して得た率を最高点(50点)に乗じて算出(小数点以下切捨て)して評価点を与える。
 なお、入札価格が予定価格を超える場合は、落札候補者とする。
 ウ エ 品質評価点及び価格点の合計点数が最も高い者が落札者とする。品質評価点及び価格点の合計点数並びに品質評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。なお、この場合においてさらに入札価格が同じ場合があるときは、当該入札者にくじを引かせ(実施日時、場所等は対象者へ別途通知する。)落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に係らない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。
 オ 本入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているため、アからエまでのより落札者となるべき者の当該入札価格が、その基準価格を下回るときは、落札者とならない場合がある。
- (13) 入札保証金
 免除する。
 6 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

7 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

- ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請等入札の内容全般に関すること。
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係
電話番号 096-381-0110（内線2264）
ファックス番号 096-381-9341
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

9 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
Cleaning service contract for the Kumamoto Police Headquarters Building, dating from fiscal year 2021 to fiscal year 2023.
- (2) Date and Place for tender
Date: 9:30 a.m. on 10th March 2021
Place: Facilities Administration Office, Kumamoto Police Headquarters
2nd Fl.
(Address)6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto city,
Kumamoto Prefecture, Japan 862-8610
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Finance Division Kumamoto Police Headquarters
Address:6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto city, Kumamoto Prefecture,
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110 (Ext. 2264)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公安委員会規則第1号

火薬類取締法令施行規程等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年1月22日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

火薬類取締法令施行規程等の一部を改正する規則

（火薬類取締法令施行規程の一部改正）

第1条 火薬類取締法令施行規程（昭和41年熊本県公安委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「印」を削る。

（熊本県道路交通規則の一部改正）

第2条 熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削り、備考3を削り、備考4を備考3とする。

別記様式第2号中「印」を削り、備考3を削り、備考4を備考3とする。

別記様式第5号中「印」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。
 別記様式第6号中「㊟」を削り、備考3を削り、備考4を備考3とする。
 別記様式第9号及び別記様式第10号中「㊟」を削る。
 別記様式第15号及び別記様式第16号中「㊟」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第20号中 「 生年月日 年 月 日 性 別 男 女 」 を

「 生年月日 年 月 日 」

に改める。

- 別記様式第22号中「㊟」を削り、備考を削る。
 別記様式第24号中「㊟」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。
 別記様式第26号中「㊟」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とする。
 別記様式第28号から別記様式第30号までの規定中「㊟」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。
 別記様式第47号中「㊟」を削る。
 (指定講習機関の指定等に関する規程の一部改正)
 第3条 指定講習機関の指定等に関する規程(平成2年熊本県公安委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第5号、別記様式第6号及び別記様式第7号中「印」を削る。
 (自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程の一部改正)
 第4条 自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程(平成3年熊本県公安委員会規程第5号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第5号中「㊟」を削る。
 (聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)
 第5条 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年熊本県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第1号から別記様式第5号までの規定中「㊟」を削る。
 別記様式第7号及び別記様式第9号中「㊟」を削る。
 「住所」を「住所」に改める。
 別記様式第11号中 氏名 ④ 氏名」
 別記様式第15号中「㊟」を削る。
 (風俗営業等法令事務取扱規則の一部改正)
 第6条 風俗営業等法令事務取扱規則(平成13年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第22号中「㊟」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。
 別記様式第24号中「㊟」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。
 (質屋営業法令事務取扱規則の一部改正)
 第7条 質屋営業法令事務取扱規則(平成13年熊本県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第1号その1中「㊟」を削り、記載事項1を削り、記載事項2を記載事項1とし、記載事項3を記載事項2とする。
 別記様式第2号その1及び別記様式第4号その1中「㊟」を削り、記載事項1を削り、記載事項2を記載事項1とし、記載事項3を記載事項2とし、記載事項4を記載事項3とする。
 別記様式第6号中「㊟」を削り、記載事項1を削り、記載事項2を記載事項1とし、記載事項3を記載事項2とする。
 別記様式第11号及び別記様式第14号中「㊟」を削る。
 (警備業法令事務取扱規則の一部改正)
 第8条 警備業法令事務取扱規則(平成13年熊本県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第11号中「㊟」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とする。
 別記様式第14号中「㊟」を削り、備考3を削り、備考4を備考3とする。
 (自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部改正)
 第9条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則(平成14年熊本県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第9号の3中「㊟」を削る。
 別記様式第16号中「印」を削り、記載要領1を削り、記載要領2を記載要領1とし、記載要領3を記載要領2とする。

(確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部改正)
 第10条 確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則(平成17年熊本県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第5号及び別記様式第9号中「㊦」を削る。

別記様式第14号中「㊦」を削り、

「	(ふりがな)	
	氏 名	

性	男・女
別	

を 「

(ふりがな)	
氏 名	

」

--

に改める。

別記様式第15号中「(男・女)」を削る。

別記様式第16号中「㊦」を削り、

「	(ふりがな)	
	氏 名	

性	男 ・ 女
別	

を 「

(ふりがな)	
氏 名	

」

--

に改める。

別記様式第17号中「㊦」を削り、

「	(ふりがな)	
	氏 名	

性 別	男・女	を	「	
			(ふりがな) 氏 名	

に改める。

別記様式第18号中「(男・女)」を削る。

別記様式第20号中「㊤」を削り、

「	
(ふりがな) 氏 名	

性 別	男・女	を	「	
			(ふりがな) 氏 名	

に改める。

別記様式第21号中「㊤」を削り、

「	
(ふりがな) 氏 名	

性 別	男・女	を	「	
			(ふりがな) 氏 名	

に改める。

別記様式第22号中「㊤」を削る。
別記様式第23号中「(男・女)」を削る。

別記様式第25号及び別記様式第26号中「㊤」を削り、

「	
(ふりがな) 氏 名	

	性 別	男・女	を	「 (ふりがな) 氏 名 」	
--	--------	-----	---	-------------------------	--

--

に改める。

(放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正)
 第11条 放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則(平成18年熊本
 県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号及び別記様式第22号中「㊟」を削り、注2を削り、注3を注2と
 し、注4を注3とし、注5を注4とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部改正)
 第12条 銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則(平成21年熊本県公安委員会規
 則第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第5号及び別記様式第6号中「㊟」を削
 る。

(熊本県暴力団排除条例施行規則の一部改正)
 第13条 熊本県暴力団排除条例施行規則(平成23年熊本県公安委員会規則第4号)の
 一部を次のように改正する。

別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第7号、別記様式第8号、別記様式第1
 1号、別記様式第12号、別記様式第17号、別記様式第19号、別記様式第20号及
 び別記様式第21号中「㊟」を削る。

(熊本県暴力団排除条例第32条第5項の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則の
 一部改正)
 第14号 熊本県暴力団排除条例第32条第5項の規定に基づく意見聴取の実施に関する
 規則(平成23年熊本県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「㊟」を削る。

別記様式第8号中 「住所
氏名
」を 「住所
㊟氏名」
に改める。

(自転車運転者講習に関する事務取扱規則の一部改正)
 第15条 自転車運転者講習に関する事務取扱規則(平成27年熊本県公安委員会規則第
 9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号中「印」を削る。

(熊本県公安委員会審査請求手続規則の一部改正)
 第16条 熊本県公安委員会審査請求手続規則(平成28年熊本県公安委員会規則第2
 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「住所
氏名
」を 「住所
印氏名」
に改める。

(熊本県風俗案内業の規則に関する条例施行規則の一部改正)
 第17条 熊本県風俗案内業の規則に関する条例施行規則(平成30年熊本県公安委員会
 規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削り、備考2を削り、備考3から備考7までを1ずつ繰り
 上げる。

別記様式第2号中「印」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第3号中「印」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考
 3とする。

附 則

(施行日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されてい
 る書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。